

【研究メモ】

## メコン地域における人身取引対策の課題

——タイの労働搾取型の人身取引への対応——

齋藤 百合子

### はじめに

1980年代からの経済のグローバル化の進展に伴って運輸業や通信技術が発達した。世界各地では国際的な移動による移民の増加や移住労働者<sup>(1)</sup>が増加し続けている。世界地域別の国際移民統計<sup>(2)</sup>は、国際移民の59%が先進地域に長期滞在しているという。その数は欧州では7200万人、アジアでは7100万人、そして北米では5300万人である。アジアの国際移民数は東南アジアは770万人で、数を比較すれば西アジア(3300万人)、南アジア(1500万人)の次である。2000年から2013年の国際移民増加率は4.5%で、西アジアの4.3%、南アジアの-0.3%、そして東アジアの2.8%に比較しても最も高い。90年代後半の通貨危機を乗り越えて生産拠点の移転や市場拡大など経済の活性化が著しい東南アジア地域での国際移民が増加傾向にある。とくにASEAN<sup>(3)</sup>では、ほぼすべての品目の関税が撤廃されてASEAN経済共同体(AEC)が実現する2015年以降、ASEAN地域の物流や交易、資本や人の流れは一層活性化すると予想されている<sup>(4)</sup>。

しかし、経済の発展や活性化の一方で、増加する国際移民らの中には、人としての尊厳や労働者としての権利が剥奪される強制労働も増加している。ILOが2012年に発表した強制労働(Forced Labour)報告書によれば、世界の強制労働<sup>(5)</sup>者の数は約2090万人で、大人は1540万人で子どもは550万人、男女比(子どもを含む)では女性が1140万人、男性は950万人だった(ILO 2012)。また、

2090万人のうち44%を占める910万人が、国内・国外を含む移民である。強制労働が発生している地域は、アジア地域が1170万人(59.8%)と最も多く、次にアフリカ370万人、南米180万人と続く。強制労働が行われているのは90%が民間セクターで、その68%が農業、建設業、製造業などの労働者や家事労働など、そのほかの22%が性産業での性労働を強要され、残りの10%は兵役など国や制度による拘束された強制労働が行われているという。強制労働がもっとも多く行われているアジア地域の中でもメコン地域(Greater Mekong Sub-region, GMS)ーメコン川流域諸国のタイ、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナム、そして中国(主に雲南省)ーは、強制労働や人身取引が多発している地域として注視されてきた<sup>(6)</sup>。

人身取引対策でイニシアチブをとる国連麻薬犯罪室(United Nations Office of Drugs and Crime, 以下UNODC<sup>(7)</sup>)が発行した2007年以降2012年までの人身取引報告書(2014年)によれば、近年の人身取引の傾向は、依然として女性や子どもの性的搾取型の人身取引が存在するものの、農業、漁業、建設現場、縫製工場、清掃、ケータリング、レストランや家事労働などの現場で労働搾取型の人身取引が年々増加していると指摘している(UNODC 2013:9)。とくにアジア・太平洋地域においては、性的搾取(26%)よりも労働搾取(64%)が多く、また性的搾取にも労働搾取にも分類できない、また臓器売買を含む形態の人身取引が全体の1割を占めていると記している。UNODCはまた、どちらにも分類できない形態の人身取引とは、強制的かつ搾取的な国際結婚や、代理母となるべ

く妊娠と出産を強要すること、また少年兵などの形態であると指摘している、このように近年は人身取引の形態が多様化してきたことが伺える。

また、最近タイの水産加工業や漁船での労働において、隣国のミャンマー人やカンボジア人の労働搾取や人身取引が、移住労働者の権利保障活動を担うローカルな NGO やメディアによって明るみに出てきた。これらの労働搾取型の人身取引の事例は他国の NGO も情報を発信し国際 NGO や国際機関等、国際メディア、国際社会（おもに欧州や米国）が関心をもつようになった。米務省が 2001 年から毎年発行している人身取引年次報告書<sup>(8)</sup>の 2014 年版と 2015 年版では、タイ政府の人身取引対策を最低ランクの第 3 階層と厳しく評価した。さらに欧州委員会（EU）は 2015 年 4 月に、タイの労働者の搾取かつ違法操業の漁業（Illegal, Unreported, Unregistered Fishery 以下、IUU）が改善されなければ水産物輸出世界第 3 位のタイからの水産物輸入禁止措置をとるとの警告を発した。このようにタイ政府の労働搾取型の人身取引は国際社会からプレッシャーをかけられている。

本稿は、労働搾取型の人身取引が顕著になっているメコン地域において、とくにタイを中心とした人身取引対策の課題を提起することを目的としている。そのために、まず国際的な反人身取引の取組みがどのような言説の下に進められてきたのかをニーボーンとデベルジャクの言説の分析に依拠しながら整理する。次に最近のメコン地域における人身取引、とくに労働搾取型の人身取引に焦点を当て、メコン地域の中心的存在であるタイがどのような人身取引対策を講じているのかを考察し、現代の人身取引対策の課題を提示する。

## 1. 国際的な反人身取引の取組みとその言説の形成

### (1) 国際組織犯罪条約下の反人身取引の取組み

現代の人身取引は、運輸業や通信技術の発展と東西冷戦を経た新自由主義経済が闊歩し、移住の女性化、そして HIV/AIDS の感染が拡大した 1980

年代になって、世界各地でようやく可視化されるようになった。しかし、人身取引は労働搾取として取り上げられるより、女性の人権問題や買売春問題として取り上げられていた。1993 年ウィーンで開催された世界人権会議では、「女性の権利は人権である」ことが宣言や行動計画において確認され、「ジェンダーを基礎においた暴力とあらゆる形態のセクシャル・ハラスメント、女性の搾取は、人間の尊厳と価値と両立せず、廃絶しなければならず、公私両面における暴力の廃絶、あらゆる形態のセクシャル・ハラスメントの廃絶、女性の搾取と人身売買への廃絶へ向けて努力することの重要性」が強調され（土佐 2000:143）、人身取引と女性に対する暴力や人権の問題は同義に取り扱われていた。

その一方で、1980 年代以降の人身取引被害者の多くが非正規な形で越境しており、違法越境者なのか人身取引被害者なのか、人身取引の定義を明確にする必要がでてきた（Gallagher 2010:17）。1990 年代後半には人身取引の定義化に向けた議論において、買売春に関する「同意」や「強制」の解釈をめぐる議論<sup>(9)</sup>（Gallagher 2010:25）一つまりフェミニズム論争一が展開されただけでなく、国際組織犯罪、移住労働者・女性・子どもの権利と人間の安全保障、違法越境と国家の安全保障と相反するさまざまな課題が提起された。その中で、人身取引という言葉によって各国政府の広いコンセンサスを得られたのは、犯罪という観点の強調、国際組織犯罪の枠組みの国際組織犯罪禁止条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime 2000, 以下 CTOC）に付帯する人身取引議定書<sup>(10)</sup>の位置づけだった（山田 2014:100）。このようにフェミニズム、移住労働者・女性・子どもの人権の側面を含みながらも、越境対策、国の安全保障として、また刑事司法として、反人身取引の言説が形成されていった（Kneebone and Debeljak 2012:8）。

2000 年 11 月 15 日に採択され、2003 年 12 月 25 日から施行されている人身取引議定書の批准国は 169 か国、批准していないが署名のみしている国は 117 か国である<sup>(11)</sup>。ASEAN 諸国および日本、

表1 ASEAN 諸国+3 国の人身取引議定書署名および批准状況 (2015年11月7日現在)

国名	署名	批准
フィリピン	2000年12月14日	2002年5月28日
ラオス		2003年9月26日
ミャンマー		2004年3月30日
カンボジア	2001年11月11日	2007年7月2日
マレーシア		2009年2月29日
インドネシア	2000年12月12日	2009年9月28日
ベトナム		2012年6月8日
タイ	2001年12月18日	2013年10月17日
シンガポール		2015年9月28日
日本	2002年12月9日	未批准
中国		2010年2月8日
韓国	2000年12月13日	2015年11月5日

出所) 国連ウェブサイト (2015年11月8日最終アクセス) より著者作成

韓国、中国の人身取引議定書の署名と批准状況は表1のとおりである。

しかし、国際組織犯罪防止の枠組みから生まれ出た人身取引対策の取組みには、次の4点の課題がある。

第1に、人身取引の定義を明記した人身取引議定書はCTOCという刑事司法の枠組みであるため、犯罪摘発と犯罪防止などの刑事司法面は明確だが、被害者の保護など人権保障の側面は弱い(元2006:2, 齋藤2006:67, Kneebone and Debeljak 2012:12)。そのため、政策形成において出入国や在留に関する管理が厳格化され、移民や移住労働者が人身取引とみなされる搾取に遭っているかどうか被害者の認定に重きを置くよりも、非正規な状態(滞在や就労)を摘発する傾向を生む。

第2にCTOCに付帯するパレルモ議定書では国を越えて移送される「行為」が人身取引の要件のひとつになっている。このことが、人身取引の被害者は外国人であるとの誤解を招きやすい。しかし、人身取引は越境せずとも国内でも起こりうるものであり(Gallagher 2010:47)、国内の被害者を見落とすことになりかねない。

第3に搾取の解釈が不明瞭であるため、人身取引被害者の認定を困難にしている。そして認定の困難

さは、被害者保護および加害者摘発の件数を正確に反映しない。人身取引のデータ収集の課題に関しては、国際移住機関(International Organization of Migration, 以下IOM)のリサーチ部門の長を担うラクズコモ、人身取引を分析し、的確な対策を構築するためのデータなど基礎資料の必要性とその方法論の改善の必要性を指摘している(Laczko 2005)。

第4に、被害者に対する包括的な支援の質に関する課題である。これまで暗黙のうちに、人身取引被害者は「性的搾取に遭った故に傷ついて無力化された女性」が想定されてきた<sup>(12)</sup>。そのため、シェルター等での被害者がシェルター等で習得可能な職業訓練は、「チャリティと福祉」的な料理や縫製、美容などの職種が用意されることが多く、家族の生計を担う世帯主が人身取引被害に遭うことは想定されてこなかった(Sanghera 2007:x)。しかし、現実には、家族を支える立場や世帯主的な役割を担う女性も男性もいる。そして人身取引被害者は持っている力や社会関係を断ち切られて一時的に無力化されることはあるが、レジリエンス(回復する力)ももっている。被害者のニーズに合わせ、また能力を伸ばし、生活再建と社会再統合を可能とするための支援策が求められているに

もかわらず、CTOCの枠組みでは被害者は刑事司法の資源としてとらえられがちだ。

## (2) 反人身取引言説形成の縦軸と横軸

### —ニーボーンとデベルジャクの分析から

反人身取引の枠組みがどのように形成されてきたのか。ニーボーンとデベルジャクは、分析の縦軸にフーコーの生の権力構造（バイオ・ポリティクス）による権力の非対称性を、そして分析の横軸をハーバーマスの議論と説得、また申し立てを援用して、メコン地域における反人身取引の取組みを分析した。たとえば、縦軸の権力の非対称性の分析では、労働搾取型の人身取引が軽視されてきた背景に、非正規な入国、滞在、就労をする移住労働者と違法外国人を取り締まる国家との間の権力の非対称性があるとする。非正規に就労する外国人が強制労働など人身取引被害に遭っている、越境する非正規移民や労働者側の非正規性を問題視する非伝統的安全保障の視点から、被害者の保護よりは非正規移民の管理、摘発に重きが置かれる傾向にある（Kneebone and Debeljak 2012: 20-24）。

またタイで強制売春など性的搾取を対象とした人身取引が「問題化」<sup>(13)</sup>された背景に、「北」の人々が、周縁化された第三世界出身のアジアの女性に対して抱きがちな「エキゾチックで性的な魅力がある」というイメージがあると指摘する、ジェンダー、北と南、中心と周縁、先進国と第三世界という権力の非対称性の中で、タイを中心としたアジアの女性の人身取引の言説が形成されてきたと分析する（Kneebone and Debeljak 2012:69, FitzGerald 2010:277, 280）。

一方、横軸の分析について、ニーボーンとデベルジャクは、ASEANの人身取引対策に協力したオーストラリア政府の人身取引対策協力のARTIP（Asia Regional Trafficking in Persons）の地域協力事業と、国連機関のUNIAP（The United Nation Inter-Agency Project on Human Trafficking）が事務局となってメコン諸国の6か国政府を調整して実現したCOMMIT（Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking）という地域協力事業を比較検

討した。人身取引を刑事司法ととらえる傾向が強いARTIPは、ASEANの刑事司法の枠組みの強化に協力し、ミャンマーでも人身取引禁止法の法整備に寄与することができたが、ARTIPがASEANに対して研修を行うなど指導的立場をとることが多かった（Kneebone and Debeljak 2012:198-199）、つまり力の非対称性を温存させた関係にあったと分析する。一方で、UNIAP調整のCOMMITは、ARTIP-ASEANの関係と違って、刑事司法に限定せず、互いの合意に基づいて2004年に形成され、議論を通して合意や説得を実現させる関係を構築したと分析する。これは、ハーバーマスの議論と説得を実現し、反人身取引の取組みを推進する原動力となっていると分析した（Kneebone and Debeljak 2012:201-202）。ニーボーンとデベルジャクのフーコーの縦軸とハーバーマスの横軸とした手法の論理展開を評価しながら、反人身取引の取り組み構図をやや単純化しているのではないかと山田の指摘がある（山田 2014:102）。しかし、人身取引研究に権力の非対称性と議論・説得・申し立てを通じた協力の可能性の分析視角を提示した功績は小さくない。

次に、メコン地域で発生している人身取引と、それに対応するタイ政府の取組みを見ていく。

## 2. メコン地域における人身取引の現状

メコン地域における人身取引の現状に入る前に、簡単にメコン地域の国の人口と農村人口の割合、一人当たりのGDPおよび人間開発指数（平均寿命指数、成人識字率や就学などの教育指数、GDP指数から計算される）を見る（表2）。メコン地域内では中国とタイの一人当たりのGDPが5000米ドルを超えている。この経済格差は陸続きのメコン地域において、中国が国境を接するミャンマー、ラオス、ベトナム、そしてタイが国境を接するミャンマー、カンボジア、ラオスから、中国とタイに正規、非正規を問わず越境しての移住労働の促進の要因となっている。

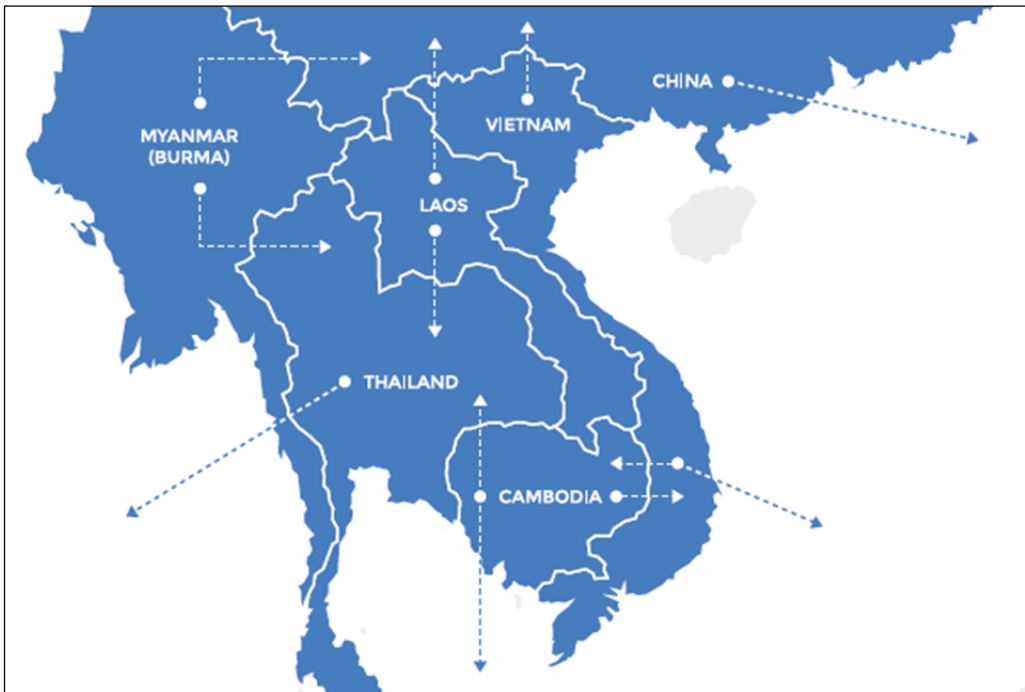
メコン地域における人身取引の流れを図1に示した。この図を概観すると人の流れは、タイもし

表2 メコン流域諸国の概況（2012 統計）

	中国	タイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム
人口	13 億 5 千万人	6670 万人	5200 万人	1488 万人	660 万人	8870 万人
農村人口	48%	65.5%	66.8%	80%	64.7%	68.3%
一人あたり GDP (US\$)	6091	5479	111.1 (2013 推計)	944.4	1417	1755
人間開発指数 (HDI)	0.699	0.690	0.498	0.543	0.543	0.617
HDI 順位	101	103	149	138	138	127

出所) UN-ACT Vietnam<sup>(14)</sup>, UN-ACT Cambodia<sup>(15)</sup>, UN-ACT Thailand<sup>(16)</sup>, UN-ACT Lao PDR<sup>(17)</sup>, UN-ACT Myanmar<sup>(18)</sup>, UN-ACT China<sup>(19)</sup> より, 著者作成

図1 メコン地域における人身取引の流れ



出所) UN-ACT 2014 p10 より

くは中国という 2 大拠点を中心に流れていることがわかる。それぞれの国ではどのような形態の人身取引が行われているのか、表 3 に示す。

2000 年に国連で人身取引議定書が採択され、また 2003 年に施行されたことによって、刑事司法中

心の国際的な地域間の協力体制の構築が可能となった。アジア地域における取組みの事例をあげると、メコン川流域諸国と地域間の人身取引対策を向上させるための国際機関 United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking in Mekong Sub-

表3 メコン流域諸国における人身取引の傾向<sup>(20)</sup>

	中国	タイ	ミャンマー	ラオス	カンボジア	ベトナム
中国	国内で発生	受入国	送出国	送出国	送出国	送出国
タイ	送出・受入	国内で発生	送出国	送出国	送出国	送出国
ミャンマー	受入国	受入国	国内で発生	—	送出国	—
ラオス	受入国	受入国	—	国内で発生	送出国	受入国
カンボジア	—	受入国	—	—	国内で発生	
ベトナム	受入国	受入国	—	不明	受入国	国内で発生
人身取引の形態と主な行先	国際結婚, 強制労働, 性的搾取	労働搾取, 性的搾取, 物乞い	国際結婚 (中国へ) 強制労働 (タイへ) 性的搾取 (中国, タイ)	労働搾取 (タイへ) 家事労働 (タイへ) 国際結婚 (中国へ)	児童買春 (国内) 労働搾取 (タイへ) 性的搾取 (中国, タイ)	国際結婚, 子の養子縁組 (中国へ)

出所) UN-ACT 2014 P10 を参考に, 著者作成。

region (以下, UNIAP) が 2000 年にタイの首都バンコクに設置され, 2004 年にはタイ, カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム, 中国雲南省の各国政府が共同で地域の人身取引対策を担う COMMIT が締結された。UNIAP は, 2013 年に最終フェーズが終了したため, 2014 年から United Nations Action for Cooperation Against Trafficking in Persons (UN-ACT) と名称を変更して新たな体制でメコン地域での UNIAP の仕事を引き継いでいる。

本稿では, メコン地域の人身取引の中心地のひとつであるタイにおける人身取引を取り上げる。

### (1) タイにおける人身取引の経緯

タイにおける人身取引は, 欧米や日本など先進

国への移住労働の過程で人身取引の被害に遭うタイ国外型 (従来の“送り出し国”), タイ人もしくはタイ国籍を有しない人々 (難民や避難民, 移住労働者らの国籍未登録の子どもたちなど) が国内で被害に遭う国内 I 型, タイに入国した外国人がタイ国内で被害に遭う国内 II 型 (従来の“受入国”), そしてタイ人や外国人を含む多国籍の人々がタイの漁船で海洋にて操業する漁船型人身取引の 4 つに分類する。

#### ① タイ国外型人身取引

本節ではあえて性的搾取型と労働搾取型に分類しない。なぜなら, 性的搾取型の人身取引被害に遭った人々の多くは, 貧困や家族危機からの脱出,

表4 タイにおける人身取引の分類

タイ国外型	欧米や日本など (外国) への移住労働の過程で被害に遭う人身取引
タイ国内 I 型	タイ人もしくはタイ国籍を有しない人々 (難民や避難民, 移住労働者らの国籍未登録の子どもたちなど) が国内で被害に遭う人身取引
タイ国内 II 型	タイに入国した外国人がタイ国内で被害に遭う人身取引
遠洋漁業型	タイ人やミャンマー人, カンボジア人がタイ船籍の漁船で遠洋にて強制労働される人身取引

出典) 著者作成

将来のよりよい生活を願うなどさまざまな理由で、就労目的で外国での移住労働を決めたことが、特にタイ国外型の人身取引被害当事者たちの声を集めた調査報告書（Human Rights Watch 2001, Caouette and Saito 1999）や手記（スクロバネック 2009 など）によって記されているからである。

## ② タイ国内Ⅰ型とタイ国内Ⅱ型（1980年代～1990年代）

また、通常の買売春事件として見過ごされず、国内Ⅰ型と国内Ⅱ型の人身取引事件が1980年代から1990年に発生した。ひとつは国内人身取引事件で、1984年にタイ南部の観光都市プーケットで発生した火事で少女が鉄格子の部屋に閉じ込められ、鎖につながれた状態で焼死した事件である。北部チェンマイ出身被害者の少女たちは南部プーケットで監禁された状態で売春を強要されていた。この事件は、タイの女性の人権に関する活動を行うNGOのFriends of Women<sup>(21)</sup>が、管理売春させていた商店主を被害者の家族が訴え、その裁判支援に関わり、人身取引の構造を明らかにした。そして人身取引加害者を実刑に追い込んだ。この事件はタイ人がタイ国内で被害に遭う人身取引の事例とされている。

そして、1990年代の事件は、人身取引被害者が国を越えてタイに入国し、1991年にタイ南部ラン州の売春宿で売春を強要されていたミャンマー出身の女性150人が救出された事件である。この事件はタイ国内で外国人が被害に遭う人身取引の事例とされている（Chutikul & Marshall 2004:5）。

## ③ タイ国内Ⅱ型（2000年代）—シーフード工場でのミャンマー人の奴隷的な労働

2006年代半ばに、タイ西部のサムットサーコン県にあるエビの皮むき工場から逃亡してきたミャンマー人女性の告発によって工場内の劣悪な労働環境が明るみになった。この事件は、工場の名前からランヤー・ペオ事件と呼ばれている。工場には288人のミャンマー人が働いており、そのステイタスは非正規滞在のものもいたが、人身取引被害者と言える人も、15歳、16歳の子どももいた。

288人のうち66人（女性63人、男性3人）は人身取引被害者とタイ政府に認定された。被害者は政府の公営シェルターに保護された。258人は未払い賃金をめぐって労働裁判所に提訴した（Pollock 2007:193-194）。

この工場は主に欧米のスーパーマーケット<sup>(22)</sup>に卸すエビなどのシーフード輸出業者の下請け工場だった。ミャンマー人労働者らは、ブローカーに前金を支払い（もしくは借金をして）タイの職場を斡旋されていた。また下請け工場の経営者は労働者不足を補うためにタイ人よりも安い労賃でミャンマー人を雇用していた。仕事の内容はエビの皮むきだったが、労賃は時給ではなくエビ一尾毎に計算され、残業代も有給休暇もなかったという（Solidarity Center 2008:22）。その後、2006年9月にこのランヤー・ペオ工場は操業停止命令が出されて閉鎖に追い込まれた。

このランヤー・ペオ事件は、先進国の消費者（エンドユーザー）が口にする食べ物がサプライチェーンにて供給されており、サプライチェーンの末端では児童労働を含む強制労働が営まれているのではないかと、との疑いが先進国を震撼させた。2006年に発生したこのランヤー・ペオ事件を記した児童労働、強制労働、人身取引の可能性を示唆するNGO、Solidarity Centerの報告書は2008年に発行され、タイのシーフード産業では奴隷労働がその後もまかり通っているような印象を拡大させ、米務省の人身取引報告書でのタイへの評価にも反映した<sup>(23)</sup>（US Department of State 2010）。

しかし、タイの基幹産業である水産加工業者らは、サムットサーコン県における水産加工業の労働の多くをミャンマー人移住労働者に依存していることを認めながら、ほとんどの工場では人権基準を遵守しており、ほんの一部で労働者の人権を無視した操業を行っているとしている。2006年のランヤー・ペオ事件発覚当時、工場労働者らの聞き取りをしたローカルNGO、Labour Rights Promotion Network Foundation（以下、LPN<sup>(24)</sup>）の代表のソンポン氏は、「サムットサーコン県内の水産加工会社の中には多くはミャンマー人やカンボジア人など外国人労働者を雇用しており、その待遇はA級、B級、

C級、D級に評価が可能である。A級評価の工場では、人権侵害等の問題はまったくない。しかしD級評価の工場では残念ながら、労働者の人権を軽視した操業を行っているところもあり、当局の摘発の対象と成り得る」と述べ、すべての工場では児童労働や強制労働が行われてるのではないことを示唆した<sup>(25)</sup>。さらに2015年8月に再度訪問した際には「かつては水産工場で外国人労働者の強制労働が行われることがあったが、現在は労働条件も改善され、それは過去のことになりつつある」と状況が改善されていると述べていた<sup>(26)</sup>。

## (2) 漁船型の人身取引

ところが近年は、主にタイの漁業におけるタイ人や移住労働者のミャンマー人やカンボジア人の労働搾取型の人身取引が、被害者の聞き取りなどから人身取引の構造的な問題をとらえたNGOやマスコミによって報道されるようになった。とくに2014年から2015年にかけて、漁船における強制労働や人身取引に関連した深刻な事例が少なくとも3件発覚している。

### ① タイ国トラン県カンタン港沖の事例

まず、2013年3月に、タイ南部のトラン県カンタン港近くで救出されたミャンマー人14名の漁船乗組員の事例である。この事例は、2000年に設立された英国ベースのNGOのEnvironmental Justice Foundation (EJF)<sup>(27)</sup>は、救出からシェルターでの保護、裁判などの経過とその問題点とタイ政府への課題を詳述した報告書『海の奴隷—タイ漁業の途切れることがない人身取引された移民たち Slavery at Sea: The Continued Plight of Trafficked Migrants in Thailand's Fishing Industry』を2014年に発行し、タイだけでなく人身取引年次報告書を発行する米国務省やEJFの本拠地である英国社会に衝撃を与えた。EJFはタイ政府の漁業における人身取引対策の以下の4つの問題点を提起している<sup>(28)</sup>。第1に、労働者斡旋を行う違法業者(ブローカー)の規制が十分ではないこと、第2に強制労働、債務労働が課せられている漁船乗組員が人身取引被害者であるとの認定がなされないこと、第

3に現行法や規制を執行する人身取引担当行政官の態度に偏見や侮蔑があること、第4に奴隷状態から逃げ出した、もしくは救出された被害者に対して被害者中心の保護を行われていないこと、である。

### ② インドネシア、アンボン島での人身取引

次に発覚したのは、インドネシアの首都ジャカルタから西に3000キロの位置にあり、パプアニューギニアに近いアンボン島で数年間も留め置かれて漁業に強制的に従事させられていた数百名の漁船乗組員の存在である。この事例は「アンボン事件」とも呼ばれている。この事件が発覚したのは、サムットサーコン県のマハーチャイ港近くでミャンマー人やカンボジア人、ラオス人ら移住労働者とその家族や子どもたちの支援を継続していたNGO、LPNのスタッフが「インドネシアのアンボン島から帰国できないタイ人やミャンマー人が大勢いるらしい」とのうわさが広がっており、その噂の真偽を確かめるために2014年にLPNスタッフがアンボン島を訪問し、帰国できない漁船乗組員たちを現地で「発見」し、救出、保護、支援等に取り組んだ。タイの漁業における人身取引の告発を行ったことで顕在化した人身取引事件である<sup>(29)</sup>。

人身取引被害者の帰国を支援する国際機関のIOMは、これまで高齢者や未成年を含む577人のタイ人が事情聴取されている。また230人のカンボジア人の帰国を支援した。さらに多くのミャンマー人も救出され帰国が支援された<sup>(30)</sup>。また、AP通信は、2015年9月17日の記事で「6か月間に2000人以上の漁業での奴隷労働をさせられていた人が救出された」と報じている<sup>(31)</sup>。多くの強制労働また人身取引被害者が発覚したこのアンボン事件は、違法操業の漁船の管理、強制労働と人身取引の課題をタイ政府だけでなく、ミャンマー、カンボジア、インドネシアなど関係各国に提示することになった。

漁船乗組員に対する強制労働が行われていたカンタン事例とアンボン事件には漁業に関する共通した背景がある。違法操業で乱獲を続けたために、



これまで近海で操業できていた漁船は漁場を求めて遠洋に出るようになったこと、遠洋とタイの港を往復する漁船は限定されており、多くの漁船乗組員は漁場近くに留め置かれ、タイの港や他の港に帰港することがなかったこと、漁船管理者は労働者不足と燃料節約に対応するため乗組員を常時確保するために安易に逃亡や帰国ができない孤立した場所に長期間留め置く方法をとっていたこと、である (EJF 2014:10)。筆者は2015年8月にサムットサーコン県のLPN事務所で、インドネシアのアンボン島から帰国した被害者A氏から聞き取りする機会を得た。A氏は、「逃げて、帰国しようと思わなかったか」との質問に、「どうやって帰国したらいいのかわからなかった。船を操縦できないし、海図も読めない。島から出ることは不可能だった。睡眠時間も休憩時間もほとんどなく、他のことは何も考えられない状態だった。もし、船長の命令に従わなかったり、待遇改善を訴えたら『監獄』と呼ばれる檻に閉じ込められた」と回

答し、自分がどこにいるのか位置を確かめることもできず、どのように帰国すればよいのか情報もなく、心身ともに限界状態で、隷属状態におかれていたということができよう。A氏は、船の乗組員の中には日々のつらさから逃れるために自ら命を絶った人もいたという。

### ③ ミャンマー、ラカイン州からタイ南部へのロヒンギャ難民

さらに2015年3月にタイ南部の森の「キャンプ」でミャンマーのラカイン州出身の人身取引されたロヒンギャたちが留め置かれ、また何体もの死体も見つかった事件もタイ社会を震撼させた。The Guardianは2015年7月21日にSlavery at Sea: Thai fishing industry turns to trafficking<sup>(32)</sup>との14分の動画をYou tubeに投稿した。ロヒンギャの人々は、主にミャンマーのラカイン州出身で少数民族かつイスラム教徒として迫害されていること、タイ南部やマレーシアでの仕事や新しい生活の可能性が

図2 ロヒンギャの出身地ラカイン州の位置



出所) シノドスより <http://synodos.jp/international/15523>

あるとの言葉に騙されて、漁船に乗せられたりしていること、到着先のタイ南部のキャンプではブローカーに斡旋料を支払えないロヒンギャの人々が殺されたり、女性たちは漁船やキャンプで何度も強姦されたりしている、という現状を報道した。

東南アジア近現代史研究者でとくにビルマの近現代史に詳しい根本敬は、タイ南部で発覚したロヒンギャの人身取引と虐殺問題の背景に、国際人身取引ビジネスの暗躍があると指摘する。すなわちビルマ政府から迫害されて未来の希望が見えないロヒンギャからなけなしの金を徴収して木造船に乗せ、タイ南部に向かわせ、上陸後は陸上ルートでマレーシアやインドネシアに誘導させていた。しかし、2015年になってタイ政府の取締りが強化されると組織は動けなくなり、上陸させたロヒンギャ難民が邪魔になったため、彼らを殺したり、森の中に置き去りにするようになったと指摘する<sup>(33)</sup>。タイ領土に到着したロヒンギャらを違法に入国させて、マレーシアに出国させる国際人身取引組織 153 人に対して逮捕状が発行され、うち 91 人が逮捕、軍幹部を含む 88 人の公判が開始された、と 2015 年 11 月 11 日のタイ英字紙バンコクポスト紙は第 1 面で報じた<sup>(34)</sup>。難民の人身取引問題は、タイのような難民や人身取引被害者の受入国の対応だけでなく、送出国の対応も必要だ。しかし、ロヒンギャを決して国民とみなさないミャンマー政府の対応からは、解決の困難が予想されている。

### 3. 国際社会とタイ政府の人身取引課題への対応

#### (1) 国際社会の対応

こうしたタイの水産加工業や漁業における人身取引の発生やロヒンギャ問題に関する NGO やマスコミからの「申し立て」が契機となって、米国防務省の人身取引年次報告書ではタイ政府における人身取引対策の評価を 2014 年に最低評価の第 3 階層とした。さらに 2015 年 7 月 27 日に米国防務省が発表した人身取引年次報告書では<sup>(35)</sup>、タイ政府の人身取引対策は、人身取引加害者の訴追と人身取

引被害者の効果的な保護支援システムが確立されておらず、人身取引問題に有効に対処していないとして 2014 年同様、4 段階評価の最低レベルの第 3 階層に厳しく評価した (US Department of State 2015)。

また欧州連合 (EU) は 2015 年 4 月に水産物輸出国として世界第 3 位のタイに対して、漁業におけるミャンマー人やカンボジア人など外国人を含む漁船乗組員の強制労働が違法・無報告・無規制漁業 (IUU) 違反と見なした。そしてタイの IUU が 6 か月以内に改善されなければ、タイからの水産物輸入禁止措置を講じるとタイ政府に警告を発した<sup>(36)</sup>。

#### (2) タイ政府の対応

国際社会から人身取引対策や違法漁業に対して厳しい評価をされているタイ政府は喫緊の対応が迫られた。まず、2015 年の米国防務省の人身取引年次報告書に向けてタイの人身取引対策を強調するために、タイ政府は 2015 年 3 月 31 日にタイにおける人身取引対策報告書 (Thailand's Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts) を発表し、次の取組みを敢行したことを明らかにした。

まず人身取引対策の行政組織変革を敢行した。これまで「女性と子どもの人身取引対策室 (The Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children : BATWC)」を解体し、新たに首相を長とする「人身取引と IUU 対策のための国家政策委員会」の下に、5 つの小委員会 (人身取引制圧小委員会、女性問題小委員会、児童労働と強制労働および移住労働小委員会、IUU 小委員会、広報および法執行小委員会) を設置した。そして、2 つの政策委員会 (移民労働と人身取引に関する政策委員会と移民労働と人身取引に関する政策小委員会) と、国家人身取引対策委員会を設置した。

次に内務省管轄の警察や法務省管轄の特別捜査局 DSI (Department of Special Investigation) による人身取引加害者の摘発実績と、社会開発・人間の安全保障省被害者保護の実績 (アンボン事例を含む) を具体的な日時や人数、被害者の国籍等とともに明確に示した。さらに、人身取引防止対策と

して、漁業に携わる漁船や乗組員の管理強化（船舶の登録、検査の実施、船舶モニターセンターの設置、同センター運営に関する法整備、出港・帰港管理センターの設置、海洋での監視体制、漁船乗組員の登録）を明記した<sup>(37)</sup>。

しかし、Thailand's Progress Report on Anti-Human Trafficking Efforts が発表された後の2015年4月21日にEUから、6か月以内にIUUの効果的な改善が見られないとタイからの水産物の輸入禁止の警告を受けたため、さらなる対応が迫られた。タイ政府は、2015年8月17日にIUU問題解決のために7つの政府機関（漁業局、タイ王国海軍、タイ王国警察、海洋局、県管理国、雇用局、労働者保護および福祉局）の相互協力を確認するための覚書を交わし、船舶のエンジン量、船主を写真とともに登録する、1年毎の許可制にする、漁具の形の写真とともに許可証を発行、船舶モニターセンターの設置、労働者の情報共有、船舶パトロール情報共有などを確認した<sup>(38)</sup>。さらに2015年10月1日に提出されたIUU対策向上を目的のひとつとした漁業法は、2015年11月3日に国会で可決し、海洋資源管理計画、およびIUU漁業を防止・禁止するための国家行動計画の2つの計画とともに、新たな漁業法を制定した<sup>(39)</sup>。

### (3) タイ政府の人身取引対策の課題

このようにタイ政府は、数か月の間に水産物輸入禁止措置を回避し、労働者と海洋資源を保護して持続可能な漁業を推進する努力を迫られてきた。国の基幹産業である水産物の輸出先を死守しなければ社会経済的な打撃を受けるための措置としては当然の対応であろう。しかし、漁船乗組員に対する強制労働としての人身取引対策としては、いくつかの課題を指摘できる。

第1に、被害者の支援対策は手薄である。被害者は漁船の乗組員だった男性だけでなく、ロヒンギャの男性と女性、そして18歳未満の子どもたちもいる。タイでは被害者保護として男性も入所できるシェルターを設置しているが、被害者保護はシェルターの提供だけに限定されない。人身取引被害者認定および被害回復と生活再建に向けた

社会再統合のための具体的な支援も求められるのだが、人身取引被害者認定や保護にあたる担当官の偏見や侮蔑的な言葉や態度から支援に必要な信頼関係を構築できない問題点が先行研究で指摘されている（UNIAP 2013）。さらに、ロヒンギャ問題に対してはより消極的な対応がめだつ。Progress Report では、人身取引被害者のための政府シェルターにおいて多言語での対応が示されているが、ロヒンギャの人々が話す言語は考慮されていない。

第2に、組織改革後、強制労働の課題は「児童労働・強制労働・移民労働」小委員会に対応されることになる。この際の、子どもと移住労働者に関する人身取引対策に対する懸念である。これまで「女性と子ども」がひとくくりにされて対応されてきたことに比べて、「女性問題」が小委員会として特化されたことは良いことかもしれないが、「子ども」の人身取引課題は「児童労働」と一樣に括られてしまっている。子どもの養子縁組における人身取引、乳幼児の人身取引、子どもの臓器売買など、課題は多岐にわたる。また、被害に遭った子どもの人身取引被害の被害回復や支援において、特別な配慮が求められている（Gallagher 2010:323）が、強制労働や移民労働とともに括って十分な対応ができるだろうか。移住労働者の数は、タイ労働省が2015年3月15日現在、労働許可登録をしている、もしくは登録申請中を含めて把握している約140万人<sup>(40)</sup>の外国人労働者の他、非正規に就労している外国人を含めると350万人とも推定されている<sup>(41)</sup>。これら増大する移民の労働に潜む労働搾取や人身取引に関して、移民の人身取引政策は、国の移民受入もしくは管理政策とともに重要な課題である。移住労働者らの滞在や就労資格が正規であれ、非正規であれ、在留資格、性別、国籍（出身国）、民族、宗教や出自において非対称な権力関係の中の脆弱な立場にある場合、人身取引の対象となるリスクが高まる。しかし、移住労働者の目的国である国々では、移住労働者に対する権利保障という意識はまだ醸成されておらず、移住労働者の権利保護に関する活動は、主に民間組織に委ねられている。人身取引対策にお

いて、民間組織、NGOなどの活動やコミュニティ活動などを通じた市民社会の醸成の重要性が認識されつつある。にもかかわらず、タイ政府のIUU対策では、NGOなどの市民社会のアクターとの協働作業は推奨されていない。

#### 4. まとめ

本稿はタイを中心にメコン地域および近海で発生している人身取引に対して、とくに近隣諸国からの移民労働者や人身取引の受入国となっているタイが最近どのような人身取引対策を構築してきたかを考察した。タイはメコン地域における人身取引の送出国、受入国そして中継国として良くも悪くも人身取引問題の中心的存在として国際社会から注目されている。とくに近年のメコン地域における人身取引における受入国のタイは、海洋での漁船管理や強制労働など、新たな課題に喫緊に取り組まざるを得ない状況である。そして米務省の人身取引年次報告書やEU委員会からの水産物輸入措置を回避するために、違法漁業について法整備や組織改編を含め制度的な改革を随時進めながら規制を強化しようとしている。

しかし、最近のタイ政府の人身取引対策を、フーコーの生の権力における非対称性を縦軸として見ると、違法操業漁船の取締りと違法操業の防止、またロヒンギャ難民の国際人身取引ビジネスなど加害者の摘発が進められている。また、被害者がアンボン島から救出され、保護されたニュースはある。しかし、未払い賃金や違法な手数料の返金など法的措置や被害回復から生活再建に至る中長期的な被害者の支援策は少なくともProgress Reportでは示されていない。人身取引事件の加害者と被害者の生命や生活に直結する権力は、非対称のままであるとすることができよう。

また、ニーボーンとデベルジャックはハーバーマスの議論と説得を横軸としてメコン流域諸国の人身取引の地域協力であるCOMMITを評価していた。しかし、ロヒンギャ問題はCOMMITでは棚上げされたままで議論と説得を含めた前向きな話し合いはまだ進展していない<sup>(42)</sup>。

その一方、メコン地域の人身取引課題を「申し立て」、当局に対して議論と説得を進めてきたのは、アンボン諸島を訪れて、帰国できずにいる漁船乗組員の人身取引被害者らを「発見」したローカルNGOや、ロヒンギャ難民の窮状を取材して記事にしたメディアと言えるのではないだろうか。こうした申し立ては長期的には、人身取引対策の質的な向上が可能だ。しかし人身取引対策の質的向上をさらに目指すために、被害者の保護や被害回復支援に関与する人々の能力向上と、現実の被害状況を訴える被害当事者の声を聞き、問題提起し、申立てるローカルなNGOなどとの信頼関係と協力関係の構築が必要なのではないだろうか。人身取引の対策を講じる際には、縦軸に発生する非対称な力関係に留意し、現実を直視しながら、人身取引を生み出す力関係や力の非対称性を是正するための横軸の具体的な関係構築が考慮される必要がある。

メコン地域で横行していた違法操業と強制労働の漁業に対する今回のタイ政府のIUU対策と同様に、メコン地域における移民労働や児童労働の中に発生している人身取引の課題に対して、政府、NGO、メディア、そして市民社会がどのように対応していくのか、今後の動きに注視したい。

#### 注

- (1) 国を越えて移動、移住する人々をストーカーは国際移民として、①定住者 (Settlers)、②契約労働者 (Contract workers)、③専門職従事者 (Professionals) と移住の正規手続きを踏まえて移住する人々と、④非正規移民 (Unauthorized immigrants)、⑤庇護希望者・難民 (Asylum seekers and refugees) と5種類に分類した。(ストーカー 1998:5-7)。ストーカーは、移民数は年々増加し続け、特に滞在国で自由を制限される④非正規移民や⑤庇護希望者・難民が増加傾向であると述べている (Stalker 2008)。国際移民は、国連の統計によれば2013年の国を越えて2億3200万人で2000年に比べ33%上昇した。移民の割合は全人口の3.2%を占めているが、この割合も2000年の2.8%から上昇している。また女性移民の割合が48%と、男性移民とほぼ半々の割合となっており、移住の女性化の進展が伺える。
- (2) 国連の移民統計は、国際移民の定義を「外国で出生した人」または「市民権を取得した外国人」、さらに

- 「難民を統計に含める国」とそうでない国など国によって統計の取り方に違いがあることを明記している。国別にはどのタイプの統計を用いたかを明らかにしている。United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *International Migration 2013*, <http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/publications/wallchart/docs/wallchart2013.pdf> (2015年10月4日最終アクセス)。
- (3) 東南アジア諸国連合 ASEAN (Association of South East Asian Nations) は1967年に、域内の経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内の諸問題の解決を目的に、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイを原加盟国として発足した。以降、1984年にブルネイ・ダルサラームが新規加盟し、次いで1995年にベトナムが、1997年にラオスとミャンマーが、そして1999年にカンボジアが加盟し、現在10か国の加盟国で構成されている(日本アセアンセンター <http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/base/outline.html> (2015年10月4日最終アクセス))。
- (4) 東南アジア諸国の人口は、インドネシアの2億4000万人を除けば、ASEAN各国の人口は1億人に満たないが、ASEAN10ヶ国を合計すると約6億人の巨大市場となる(若松 2014:4)と市場拡大が期待されている。
- (5) ILO 報告書では、強制労働を男性、女性、男児、女児など年齢や性別に関わらず、意思に反して、斡旋者や雇用者らから不当な借金を課す、身分を証明する書類を取り上げる、入管に通報するなどの行為を含む脅しや暴力を持って働かせること、と定義した。強制労働は人身取引もしくは奴隷状態に置かれており法的に見ることもできる。国際法では強制労働は犯罪であり刑が処されるものである。しかしながら、多くの国では強制労働や人身取引、奴隷状態に置くことなどを規制する国内法があるにもかかわらず、この課題はなかなか解決されていないと記している(ILO 2012)。また、データはそれぞれの国の機関が公表している数字と NGO などが発表している数字を統合したものだという。
- (6) UN-ACT (United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons) HP <http://un-act.org/why/> (2015年11月3日最終アクセス)。UN-ACTの前身は UNIAF United Nations Inter-Coordination Program on Human Trafficking) で、主に国境を越えて発生するメコン地域での人身取引対策のための調整機能を果たす国連機関。
- (7) UNODC は、刑事司法的なアプローチを先駆的にとってきた。しかし、UNODC は積極的に、他機関や国連加盟国の取組みの好事例を取り入れて、日々刻々と変化する人身取引の態様に迫るための取組みを重ねている。たとえば、2005年に人身取引を的確に把握していくための手引書「人身取引撲滅のためのツールキット」(Toolkit to Combat Trafficking in Person) を発表し、第6章「人身取引被害者の確認」項目において、医療関係者への注意項目では米国健康とヒューマンサービス局 (UNODC 2006b:109)、法執行者らの被害者認定では欧州安全保障協力機構 OSCE (Organization for Security and Cooperation in Europe)、面接時の倫理と安全への配慮では世界保健機構 WHO などの取組みの好事例を掲載している (UNODC 2006)。
- さらに、国連機関が協力してより効果的に人身取引に取り組むために、UNODC のイニシアティブの下で国連の5機関 (ILO: International Labour Organization, IOM: International Organization for Migration, UNICEF: United Nations Children's Fund, UNHCHR: The United Nations High Commissioner for Human Rights と、欧州安全保障協力機構 OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe は、2007年に Global Initiative to Fight Human Trafficking (以下、UN.GIFT) がパートナーシップを組み、共同で意識啓発のための広報などに取り組んでいる。
- (8) US department of State 2014 Trafficking in Persons Report, country report "Thailand" と US department of State 2015 Trafficking in Persons Report, country report "Thailand"。
- (9) 「移住女性の売春目的の就労」や「同意 (consent) があるかどうか」などについての議論がなされた (Gallagher 2010:25-27)。売春は女性の人権侵害であるとする「売春廃絶派」と、強制売春は人身取引だが自発的なセックスワークは労働であると「性労働の権利主張派」との間で議論された。この議論の背景には、1990年代、第2次フェミニズム運動によって確認されてきた女性の人権意識の伸長とともに、民族や白人と有色人種、先進国と途上国との間に存在する非対象な権力の差異による認識を批判的に問いかけた第三世界の女性たちの運動の影響もあった。しかし「売春廃絶派」も「性労働の権利主張派」もどちらも「人権」を尊重する点では共通していた。この時議論された点は、人身取引議定書で人身取引が定義された後も、人身取引被害者の認定をめぐって行政担当者や法執行者の解釈や判断に迷う点でもある。
- (10) 人身取引議定書第3条に記された人身取引の定義は、「目的 (purpose)」、「行為 (action)」、「手段 (by means)」の3つの要件で人身取引という犯罪要件を規定している。まず、人身取引の「目的」は、搾取であること。搾取には他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出があるとし、強制売春以外の労働や役務、また臓器売買も人身取引の対象とした。次に、「行為」は、人を獲得し、輸送し、引き渡し、隠し、または収受すること、と規定する。そして人身取引の「手段」は、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用若しくは脆

- 弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受、としている。そして子ども（18歳未満と規定して）を、「搾取」目的で、勧誘、輸送、引き渡し、隠し、収受する「行為」があれば、「手段」がなくても人身取引と規定した。
- (11) UNODC [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XVIII-12-a&chapter=18&lang=en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-12-a&chapter=18&lang=en) (2015年11月8日最終アクセス)。
- (12) たとえばイギリスの反人身取引法では非正規移民や売春を禁じている。人身取引被害者は性産業で売春を強要された女性を対象に保護を行ってきた (Kneebone and Debeljak 2012:17)。
- (13) アジアは国内および国外での強制売春などの性的搾取型の人身取引が行われてきたことから、人身取引の「ハブ」と表現されてきた (Piper 2005:203)。
- (14) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) Vietnam <http://un-act.org/countries/vietnam/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (15) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) Cambodia <http://un-act.org/countries/cambodia/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (16) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) Thailand <http://un-act.org/countries/thailand/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (17) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) Lao PDR <http://un-act.org/countries/lao-pdr/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (18) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) Myanmar <http://un-act.org/countries/myanmar/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (19) United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT) China <http://un-act.org/countries/china/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (20) 送出国、受入国、中継国は、各国が率先して呼称しているのではない。人身取引の文脈の中で使用されている用語で、送出国は出身国、受入国は目的国と呼ぶこともある。
- (21) この事件を担当した NGO、Friends of Women の元スタッフで弁護士のカイヤナー・スパーブンは、後に国家人権委員に任命された。
- (22) NGO の Solidarity Center によれば、タイのエビをブランドとして販売しているのは Asian Classic, Wal-Mart や TOPS, Tiger Bay, Royal Thai, Sail, Sam's Club など大手のスーパーマーケットなどである (Solidarity Center 2008:18)。
- (23) Trafficking in Persons Report 2010, US Department of State <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2010/index.htm> (最終アクセス 2015年11月7日)。
- (24) タイのローカル NGO である Labour Rights Promotion Network (LPN) は、2004年にタイ東部のサムットサーコン県に設立された。県内の移住労働者の子どもの教育など社会環境面や児童労働、移住労働者らの権利擁護支援活動を展開し、タイ社会での移民との共生、すべての人々の権利擁護、労働者とその家族の福利厚生意識向上などを目的としている。  
[http://jica-cb-workshop.weebly.com/uploads/8/0/7/2/8072630/lpn\\_history\\_in\\_samutsakhon.pdf](http://jica-cb-workshop.weebly.com/uploads/8/0/7/2/8072630/lpn_history_in_samutsakhon.pdf) (2015年11月4日最終アクセス)。
- (25) 2012年2月に筆者が LPN 事務所でソンボン氏にインタビューした際の返答。
- (26) 2015年8月26日、LPN 事務所でソンボン氏の説明から。
- (27) FJF は、主に4つの課題—海洋、気候変動、製品製造過程のサプライチェーン、殺虫剤—における人権と地球環境を保全する活動を行っている。海洋においては、違法操業・乱獲禁止、主にタイとバングラデシュでの水産業における奴隷労働の廃止、海洋生物・自然の保護活動を展開し、タイの水産加工業や漁船での人身取引に関する調査報告や動画を通じた広報活動などを行っている。<http://ejfoundation.org/about> (2015年11月4日最終アクセス)。
- (28) “Broken Promises Why Thailand should stay on Tier 3 in the 2015 US Trafficking in Persons Report” [http://ejfoundation.org/sites/default/files/public/EJF\\_Thailand\\_TIP\\_Briefing.pdf](http://ejfoundation.org/sites/default/files/public/EJF_Thailand_TIP_Briefing.pdf) (2015年11月3日最終アクセス)。
- (29) 2015年8月26日、LPN の Sompong 氏からの聞き取りによる。
- (30) “Over 500 New Human Trafficking Victims Identified in Indonesia since Benjina “Slave Fisheries” exposed” 2015年8月3日 IOM Newsdesk に掲載された。  
<http://weblog.iom.int/over-500-new-human-trafficking-victims-identified-indonesia-benjina-%E2%80%98slave-fisheries%E2%80%99-exposed> (2015年11月7日最終アクセス)。
- (31) “More than 2,000 enslaved fishermen in Indonesia rescued in 6 months” AP 通信  
<http://www.nydailynews.com/news/world/2-000-enslaved-fishermen-rescued-6-months-article-1.2363846> (2015年11月7日最終アクセス)。
- (32) “Slavery at sea: Thai fishing industry turns to trafficking” [https://www.youtube.com/watch?v=qNwoQLB\\_wKs](https://www.youtube.com/watch?v=qNwoQLB_wKs) (2015年11月7日最終アクセス)。
- (33) 「ロヒンギャ問題はなぜ解決が難しいのか」2015年11月6日シノドス  
<http://synodos.jp/international/15523> (2015年11月6日最終アクセス)。

- (34) “Pre-trial of Manas, 87 others kicks off” Bangkok Post 2015 Nov.11.
- (35) 例年、6月に米國務省から人身取引年次報告書が発表されるが、2015年は7月終わりに近い27日に異例の遅れでの発表となった。その背景には、タイ政府が直面せざるを得なかった2015年3月から5月に発覚したロヒンギャ難民の人身取引問題や、2015年4月にEUからタイ水産業に対する警告が発せられたこと、また2015年3月から順次数百人の漁船乗組員の人身取引被害者の送還など、人身取引関連の事件や報道が相次いだことが、タイの人身取引対策の評価をめぐり審議されていたと推測される。
- (36) European Commission “EU acts on illegal fishing; Yellow card issued to Thailand while South Korea and Philippines are cleared”  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-15-4806\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4806_en.htm) (2015年11月3日最終アクセス)。
- (37) 新たな人身取引対策の枠組みで設置された広報および法執行小委員会が2015年3月31日に発行したThailand’s Progress Report on Anti-Human Trafficking Effortsより。
- (38) “Seven Governmental partners countersign MOU fishing info system for an information co-operation aim to resolve Illegal, Unreported, and un regulated (IUU) fishing”  
<http://www2.thaiembassy.be/seven-governmental-partners-countersign-mou-fishing-info-system-for-an-information-co-operation-aim-to-resolve-iuu-fishing/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (39) “Thai Government Approves New Fisheries Legislation and Major Plans to Combat IUU Fishing and Trafficking in Persons in Fisheries” 2015年11月3日掲載  
<http://www2.thaiembassy.be/thai-government-approves-new-fisheries-legislation-and-major-plans-to-combat-iuu-fishing-and-trafficking-in-persons-in-fisheries/> (2015年11月8日最終アクセス)。
- (40) 2015年3月31日に発行されたThailand’s Progress Report on Anti-Human Trafficking Effortsによれば(2016年3月31日までの期限)就労可能な登録をした移民労働者登録者は、126万6235人で内訳は73万8947人がカンボジア人、66万4449人がミャンマー人、そして22万2839人がラオス人である。2015年2月25日現在、申請中の外国人は他に12万5676人(カンボジア人9万6020人、ミャンマー人1万6394人、ラオス人1万4262人)。
- (41) Ministry of Foreign Affairs, Thailand, 2015 March 31, “Thailand’s Progress Report on Anti-Trafficking in Persons Effort”  
<http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0CB0QFjAAahUKEwi915f98JvJAhVjKKYKHwTEB2o&url=http%3A%2F%2Fwww.mfa.go.th%2Fmain%2Fcontents%2Ffiles%2Fmedia-center-20150430-161606-980768.pdf&usq=AFQjCNECb46106iTpDPWLN>

VkgbCV\_IP0NQ (最終アクセス2015年11月4日)。

- (42) ロヒンギャ難民問題はASEANでも議論されていないが、2015年5月11日から13日の間だけでもインドネシア、マレーシア沖に3000人ものロヒンギャ難民が海上で救出され、インドネシアとマレーシアの一時避難所に保護されたとガーディアン紙は報じている。The Guardian 2015年5月20日付 “Indonesia and Malaysia agree to offer 7,000 migrants temporary shelter”  
<http://www.theguardian.com/world/2015/may/20/hundreds-more-migrants-rescued-off-indonesia-as-pope-calls-for-help> (2015年11月8日最終アクセス)。

#### <参考文献>

- 齋藤百合子, 2006, 「人身売買被害者とは誰か 日本政府の「人身取引」対策における被害者認知に関する課題」, 『アジア太平洋レビュー』第3号 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター, p67-76。
- ストーカー, ピーター, 1998, 『ILO レポート 世界の労働力移動』, 築地書館。
- 土佐弘之, 2000, 『グローバル/ジェンダー・ポリティクス』, 世界思想社。
- ニー/ウラム/ユーン著, スクロバネック, シリボン編, 2009, 『夢を求めて 人身取引被害者の思い』, Foundation for Women and Live Our Life 制作, 国際協力機構発行。
- 根本敬, 2014, 『物語ビルマの歴史—王朝時代から現代まで』, 中公新書。
- 元百合子, 2006, 「人身売買対策における人権の主流化: 欧州審議会の新条約を中心とする一考察」, 『大阪女学院大学紀要』第2号 p1-12, 大阪女学院大学。
- 山田美和, 2014, 「Suzan Kneebone and Julie Debeljak, Transnational Crime and Human Rights—Responses to Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion (書評)」, 『アジア経済』55号 p100-103。
- 若松勇, 2014, 「第1章 ASEAN・南西アジアのビジネス環境をどうみるか」, 若松勇, 小島栄太郎編著, 『ASEAN・南西アジアのビジネス環境』, 日本貿易振興機構。
- Caouette, Therese and Saito, Yuriko, 1999, *To Japan and Back—Thai Women Recount Their Experiences in Japan*, International Organization for Migration (IOM), Geneva.
- Chutikul, Saisuree and Marchall, Phil, 2004, *Summary Thailand Country Report on Combating Trafficking in Persons*, Office of the Permanent Secretary, Office of the Minister, Ministry of Social Development and Human Security of Thailand.
- Environmental Justice Foundation (EJF), 2014, *Slavery at Sea: The Continued Plight of Trafficked Migrants in Thailand’s Fishing Industry*, EJF, UK.
- FitzGerald, Sharron A, 2010, *Biopolitics and the Regulation of Vulnerability: the Case of the Female Trafficked Migrant*, *International Journal of Law in Context*. Cambridge Journal.

- Gallagher, Anne 2010, *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge.
- Human Rights Watch (HRW), 2001, *Owed Justice: Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan*, HRW, New York.
- International Labour Organization (ILO) 2012, *ILO 2012 Global Estimate of Forced Labour Executive Summary*, ILO, Geneva.
- Kachin Women Association in Thailand (KWAT), 2004, “*Driven away: Trafficking of Kachin Women on the China-Burma Border*”, KWAT.
- Kneebone, Susan and Debeljak, Julie 2012, *Transnational Crime and Human Rights Responses to Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion*, Routledge.
- Laczko, Frank, 2005, “Introduction Data and Research on Human Trafficking” *Data and Research on Human Trafficking: A Global Survey*, International Organization for Migration.
- Piper, Nicola, 2005, A Problem by a Different Name? : A Review of Research on Trafficking in South-East Asia and Oceania”, *International Migration*, Vol.43.
- Pollock, Jackie, 2007, “Thailand”, *Collateral Damage-The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World*, Global Alliance Against Traffic in Women (GAATW), p171-202.
- Sanghera, Joti, 2007, “Preface Lessons from the Poetry of Departures”, *Collateral Damage-The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World*, Global Alliance Against Traffic in Women (GAATW), P.vii-x.
- Solidarity Center, 2008, *The True Cost of Shrimp*, Solidarity Center.
- Stalker, Peter, 2008, *The No-Nonsense Guide to International Migration*, New Internationalist.
- United Nations Action for Cooperation against Trafficking in Persons (UN-ACT), 2014, *Annual Progress Report*, UN-ACT.
- United Nations Office of Drugs and Crime (UNODC), 2014, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, Geneva.
- . 2006, *Toolkit to Combat Trafficking in Person*, UNODC, Geneva.